

新ひだか町最低制限価格運用要領の一部改正について

(平成 28 年 4 月 13 日一部改正)

平成 28 年 5 月 1 日以降の入札から、委託業務（測量・地質調査・設計土木）における最低制限価格算定に係る各種経費の算入率を改正いたしましたので、お知らせいたします。

この度の改正は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（公契連モデル）の一部改正に伴う所要の改正です。

最低制限価格の算定方法：委託業務（測量）

| (新) | (旧) |
|--------------------------------|------------------------------|
| ①直接測量費の額 | ①直接測量費の額 |
| ②測量調査費の額 | ②測量調査費の額 |
| ③諸経費の額に <u>10分の4.5</u> を乗じて得た額 | ③諸経費の額に <u>10分の4</u> を乗じて得た額 |

最低制限価格の算定方法：委託業務（地質調査）

| (新) | (旧) |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| ①直接調査費の額 | ①直接調査費の額 |
| ②間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 | ②間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 |
| ③解析等調査業務費の額に <u>10分の8</u> を乗じて得た額 | ③解析等調査業務費の額に <u>10分の7.5</u> を乗じて得た額 |
| ④諸経費の額に <u>10分の4.5</u> を乗じて得た額 | ④諸経費の額に <u>10分の4</u> を乗じて得た額 |

最低制限価格の算定方法：委託業務（設計土木）

| (新) | (旧) |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| ①直接人件費の額 | ①直接人件費の額 |
| ②直接経費の額 | ②直接経費の額 |
| ③その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 | ③その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 |
| ④一般管理費等の額に <u>10分の4.5</u> を乗じて得た額 | ④一般管理費等の額に <u>10分の3</u> を乗じて得た額 |

【最低制限価格運用要領における算出例】

例1 工事の場合

直接工事費 5,926,000 円、共通仮設費 1,310,000 円、現場管理費 2,471,000 円、
一般管理費等 1,842,000 円、予定価格 12,463,200 円（税込）の場合

- ① 最低制限価格 = (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9
+現場管理費×0.85+一般管理費等×0.65)
= (5,926,000×0.95+1,310,000×0.9+2,471,000×0.85+1,842,000×0.65)
= (5,629,700.00+1,179,000.00+2,100,350.00+1,197,300.00)
= 10,106,350 (1円未満切捨) ×1.08
= 10,914,858 (1円未満切捨)
- ② 予定価格(税込)×0.9 = 11,216,880 (1円未満切捨)
- ③ 予定価格(税込)×0.7 = 8,724,240 (1円未満切上)

⇒ ②の0.9の金額と③の0.7の金額の範囲内なので、

- ① 10,914,858 (最低制限価格) を採用、入札書比較価格は10,106,350 (1円未満切上)

例2 測量の場合

直接測量費 1,068,750 円、測量調査費 0 円、諸経費 967,348 円、
予定価格 2,192,400 円（税込）の場合

- ① 最低制限価格 = (直接測量費+測量調査費+諸経費×0.45)
= (1,068,750+0+967,348×0.45)
= (1,068,750.00+0.00+435,306.60)
=1,504,056 (1円未満切捨) ×1.08
=1,624,380 (1円未満切捨)
- ② 予定価格(税込)×0.8 = 1,753,920 (1円未満切捨)
- ③ 予定価格(税込)×0.6 = 1,315,440 (1円未満切上)

⇒ ②の0.8の金額と③の0.6の金額の範囲内なので、

- ① 1,624,380 (最低制限価格) を採用、入札書比較価格は1,504,056 (1円未満切上)

例3 地質調査の場合

直接調査費 1,078,325 円、間接調査費 961,010 円、解析等調査業務費 1,421,085 円、
諸経費 852,186 円、予定価格 4,654,800 円（税込）の場合

- ① 最低制限価格 = (直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.45)
= (1,078,325+961,010×0.9+1,421,085×0.8+852,186×0.45)
= (1,078,325.00+864,909.00+1,136,868.00+383,483.70)
= 3,463,585 (1円未満切捨) ×1.08
= 3,740,671 (1円未満切捨)

- ② 予定価格 (税込) $\times 0.85 = 3,956,580$ (1円未満切捨)
 ③ 予定価格 (税込) $\times 2/3 = 3,103,200$ (1円未満切上)

⇒ ②の0.85の金額と③の2/3の金額の範囲内なので、

- ① 3,740,671 (最低制限価格) を採用、入札書比較価格は3,463,585 (1円未満切上)

例4 設計(土木)の場合

直接人件費 1,890,651円、直接経費 403,654円、その他原価 1,056,381円、
 一般管理費等 1,786,528円、予定価格 5,540,400円(税込)の場合

- ① 最低制限価格 = (直接人件費+直接経費+その他原価 $\times 0.9$ +一般管理費等 $\times 0.45$)
 = (1,890,651+403,654+1,056,381 $\times 0.9$ +1,786,528 $\times 0.45$)
 = (1,890,651.00+403,654.00+950,742.90+803,937.60)
 = 4,048,985 (1円未満切捨) $\times 1.08$
 = 4,372,903 (1円未満切捨)
 ② 予定価格 (税込) $\times 0.8 = 4,432,320$ (1円未満切捨)
 ③ 予定価格 (税込) $\times 0.6 = 3,324,240$ (1円未満切上)

⇒ ②の0.8の金額と③の0.6の金額の範囲内なので、

- ① 4,372,903 (最低制限価格) を採用、入札書比較価格は4,048,985 (1円未満切上)

例5 設計(土木)の場合 ※旧費目構成

直接人件費 225,216円、直接経費 24,513円、諸経費 222,313円、
 技術経費 48,621円、予定価格 561,600円(税込)の場合

- ① 最低制限価格 = (直接人件費+直接経費+諸経費 $\times 0.6$ +諸経費 $\times 0.6$)
 = (225,216+24,513+222,313 $\times 0.6$ +48,621 $\times 0.6$)
 = (222,216.00+24,513.00+133,387.80+29,172.60)
 = 412,289 (1円未満切捨) $\times 1.08$
 = 445,272 (1円未満切捨)
 ② 最低制限価格 = ((直接業務費※+技術経費) $\times 1.28$) ※直接業務費=直接人件費+直接経費
 = ((225,216+24,513+48,621) $\times 1.28$)
 = 298,350 $\times 1.28$
 = 381,888 (1円未満切捨) $\times 1.08$
 = 412,439 (1円未満切捨)

①と②の高い方、①の445,272を採用

- ③ 予定価格 (税込) $\times 0.8 = 449,280$ (1円未満切捨)
 ④ 予定価格 (税込) $\times 0.6 = 336,960$ (1円未満切上)

⇒ ③の0.8の金額と④の0.6の金額の範囲内なので、

- ① 445,272 (最低制限価格) を採用、入札書比較価格は412,289 (1円未満切上)

例6 設計（建築）の場合

直接人件費 3,285,658 円、特別経費 486,535 円、技術料等経費 1,256,987 円、
諸経費 3,389,653 円、予定価格 9,082,800 円（税込）の場合

- ① 最低制限価格 = (直接人件費+特別経費+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6)
= (3,285,658+486,535+1,256,987×0.6+3,389,653×0.6)
= (3,285,658.00+486,535.00+754,192.20+2,033,791.80)
= 6,560,177 (1 円未満切捨) ×1.08
= 7,084,991 (1 円未満切捨)
- ② 予定価格 (税込) ×0.8 = 7,266,240 (1 円未満切捨)
- ③ 予定価格 (税込) ×0.6 = 5,449,680 (1 円未満切上)

⇒ ②の0.8の金額と③の0.6の金額の範囲内なので、

- ① 7,084,991 (最低制限価格) を採用、入札書比較価格は6,560,177 (1 円未満切上)

例7 草刈業務等の場合

予定価格 1,458,000 円（税込）の場合

- ① 予定価格 (税込) ×0.9 = 1,312,200 (1 円未満切捨)

⇒ ① 1,312,200 (最低制限価格) を採用、入札書比較価格は1,215,000 (1 円未満切上)

例8 一の契約の中に、二以上の委託業務が含まれる場合

(1) 測量

直接測量費 465,431 円、測量調査費 0 円、諸経費 415,678 円、
業務価格 880,000 円（税抜き）の場合

- ① 最低制限価格 (税抜き) = (直接測量費+測量調査費+諸経費×0.45)
= (465,431+0+415,678×0.45)
= (465,431.00+0.00+187,055.10)
= 652,486 (1 円未満切捨)
- ② **業務価格** (税抜き・1万円未満切捨※) ×0.8 = 704,000 (1 円未満切捨)
- ③ **業務価格** (税抜き・1万円未満切捨※) ×0.6 = 528,000 (1 円未満切上)

⇒ ②の0.8の金額と③の0.6の金額の範囲内なので、

- ① 最低制限価格 (税抜き) は、652,486 を採用

(2) 設計 (土木)

直接人件費 2,101,567 円、直接経費 101,589 円、その他原価 1,085,616 円
一般管理費等 1,896,531 円、**業務価格** 5,180,000 円 (税抜き) の場合

- ① 最低制限価格 (税抜き) = (直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 0.9 + 一般管理費等 × 0.45)
= (2,101,567 + 101,589 + 1,085,616 × 0.9 + 1,896,531 × 0.45)
= (2,101,567.00 + 101,589.00 + 977,054.40 + 853,438.95)
= 4,033,649 (1 円未満切捨)
- ② **業務価格** (税抜き・1 万円未満切捨※) × 0.8 = 4,144,000 (1 円未満切捨)
- ③ **業務価格** (税抜き・1 万円未満切捨※) × 0.6 = 3,108,000 (1 円未満切上)

⇒ ②の 0.8 の金額と③の 0.6 の金額の範囲内なので、

- ① 最低制限価格 (税抜き) は、4,033,649 を採用

(3) 業務全体

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格} &= ((1) 652,486 + (2) 4,033,649) \times 1.08 \\ &= 4,686,135 \times 1.08 \\ &= 5,061,025 (1 \text{ 円未満切捨}) \end{aligned}$$

⇒ 5,061,025 (最低制限価格) を採用、入札書比較価格は 4,686,135 (1 円未満切上)

※ 一の契約の中に、二以上の委託業務が含まれる場合において、最低制限価格の設定範囲を算出する場合は、予定価格ではなく、委託業務の種類ごとの業務価格により計算する。

なお、この計算においてのみ、委託業務の種類ごとの業務価格を、10,000 円未満切捨てとして計算する。

新ひだか町最低制限価格運用要領

平成28年4月13日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、新ひだか町が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により工事又は委託業務の請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるとき取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接工事費 工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費をいう。
- (2) 共通仮設費 工事の予定価格算出の基礎となった共通仮設費（二次労務費等共通仮設費に相当するものを含む。）をいう。
- (3) 現場管理費 工事の予定価格算出の基礎となった現場管理費（現場経費、工場管理費据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。）をいう。
- (4) 一般管理費等 工事の予定価格算出の基礎となった一般管理費等（保証経費を含む。）をいう。
- (5) 直接人件費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。
- (6) 特別経費 委託業務の予定価格算出の基礎となった特別経費をいう。
- (7) 技術料等経費 委託業務の予定価格算出の基礎となった技術料等経費をいう。
- (8) 諸経費 委託業務の予定価格算出の基礎となった諸経費をいう。
- (9) 直接経費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接経費をいう。
- (10) その他原価 委託業務の予定価格算出の基礎となったその他原価をいう。
- (11) 一般管理費等 委託業務の予定価格算出の基礎となった一般管

理費等をいう。

(12) 直接調査費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接調査費をいう。

(13) 間接調査費 委託業務の予定価格算出の基礎となった間接調査費をいう。

(14) 解析等調査業務費 委託業務の予定価格算出の基礎となった解析等調査業務費をいう。

(15) 直接測量費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接測量費をいう。

(16) 測量調査費 委託業務の予定価格算出の基礎となった測量調査費をいう。

(17) 直接業務費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接業務費をいう。

(対象工事及び業務)

第3条 最低制限価格の対象となる工事及び委託業務は予定価格が新ひだか町財務規則（平成18年規則第30号）第138条第1項に規定する金額を超える建設工事等とする。ただし、予定価格が同規則に規定する金額以下の建設工事等であっても町長が認めた場合は、この限りでない。

（工事の最低制限価格の算定方法等）

第4条 工事の最低制限価格は、(1)から(4)までに定める額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の8.5を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、最低制限価格を工事の予定価格に10分の7を乗じたものから10分の9を

乗じたものまでの範囲内で適宜に設けることができる。

3 この要領を適用する工事には、最低制限価格の設定調書（別記様式第1号）を作成するものとする。

4 この要領を工事に適用するときは、当該工事の一般競争入札の告示又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明示するものとする。

（委託業務の最低制限価格の算定方法等）

第5条 委託業務の最低制限価格は、次の（1）から（5）までに定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に100分の108を乗じて得た額とする（一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。）。ただし、地質調査以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

また、地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

- (1) 測量にあっては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額の合計額
- (2) 地質調査にあっては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額の合計額
- (3) 設計（土木）にあっては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額の合計額
- (4) 設計（建築）にあっては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額

(5) 草刈、清掃、公園の維持管理業務等の業務にあつては、予定価格に10分の9を乗じて得た額

(6) (1) から (5) 以外の業務にあつては、適宜に定めるものとする。

2 一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合、最低制限価格の設定範囲を算出する場合の委託業務の種類ごとの業務価格については、10,000円止め(10,000円未満切捨て)とする。

3 この要領を適用する委託業務には、最低制限価格の設定調書(別記様式第2号から第7号の6)を作成するものとする。

(予定価格調書への記載)

第6条 最低制限価格を設けたときは、当該最低制限価格を記載した予定価格調書(別記様式第8号)を作成するものとする。

(入札の執行)

第7条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。このとき、入札執行者は入札者に対して、施行令第167条の10第2項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により当該入札をした者に「失格」の宣言を告げるものとする。

2 予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者は、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

3 予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。ただし、再度入札は2回までとし、この場合、最低制限価格未満で入札をした者を再度入札に参加させないものとする。

4 2回目の再度入札で落札する者がいない場合は、当該入札をした者の中で最低価格の者に対して入札執行者の判断により不落随意契約を行うことができる。

5 前項の入札執行者の判断により不落随意契約とすることが不相当と認められた場合は、「入札不調」の宣言を告げ当該入札参加者を除き再度公告入札又は、再度指名選考のうえ入札を行うものとする。

(入札経過の報告)

第8条 入札不調のときは、入札不調報告書を作成し、報告するものとする。

(雑則)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年9月17日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年4月17日から施行する。
- 3 この要領は、平成21年7月8日から施行する。
- 4 この要領は、平成22年5月6日から施行する。
- 5 この要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正の内、端数処理以外の改正は、平成23年1月11日から施行する。
- 6 この要領は、平成24年2月21日から施行する。
- 7 この要領は、平成24年10月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成26年12月10日から施行し、平成26年4月1日以降に締結する契約（平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが平成26年4月1日以後になされるものを含む。）から適用する。
- 9 この要領は、平成28年5月1日から施行する。